

自立支援医療（精神通院）について 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成30年9月から、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の自己負担上限額の決定に当たり、

「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。

以下の要件を満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

法律上の婚姻をすることなく父または母となった方で、その後も法律上の婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。

※あくまでみなし適用のため、**市町村民税自体が減額されるものではありません。**

※**適用には申請が必要**となりますので、お住いの区役所の障害者支援課までお問い合わせください。

※要件に該当するかを確認するため、**戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額の算定に必要な書類として原則として提出していただく必要があります。**

※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給中の方、市町村民税世帯非課税の方は、寡婦（夫）控除のみなし適用の対象とはなりません。

※その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**

<参考：自己負担上限額一覧表> **赤枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

生保	低 1	低 2	中間 1	中間 2	一定
生活保護世帯	市民税非課税 (本人収入80万円以下)	市民税非課税 (本人収入80万円超)	市民税所得割 3万3千円未満	市民税所得割 3万 3 千円以上 23万5千円未満	市民税所得割 23万 5 千円以上
所得区分① 負担上限額 0円	所得区分② 負担上限額 2,500円	所得区分③ 負担上限額 5,000円	所得区分④ 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		自立支援医療 の対象外
			※重度かつ継続		
			所得区分④ 1 負担上限額 5,000円	所得区分④ 2 負担上限額 10,000円	所得区分⑤ 3 負担上限額 20,000円